

科学技術コモンズ規約

(目的)

第1条 この規約は、科学技術コモンズの利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規約において、以下の各号記載の用語は、当該各号に定める意味を有する。

- (1)「科学技術コモンズ」とは、JSTが提供者の提供する特許情報を集約し、JSTが管理運営するネットワークサービス上で当該情報を提供し、当該情報に利用者がアクセスして、本規約の定めに従って当該特許を利用することを可能とするサービスをいう。
- (2)「コモンズ・ウェブサイト」とは、科学技術コモンズのインターネット上のウェブサイトをいう。
- (3)「提供者」とは、科学技術コモンズに特許の情報を提供する者をいう。
- (4)「提供特許」とは、提供者が科学技術コモンズに情報を提供する当該特許をいう。
- (5)「提供特許情報」とは、提供者が科学技術コモンズに提供した提供特許に係る情報をいう。
- (6)「利用者」とは、科学技術コモンズにおいて提供特許を利用する者をいう。
- (7)「参加」とは、科学技術コモンズにおける提供者による提供特許に係る情報提供及び利用者による提供特許の利用を総称していう。
- (8)「研究段階」とは、製品や役務・サービスの研究段階（頒布・販売目的のない製品の試作品・サンプル品等の製造を含む。）をいう。
- (9)「実用化段階」とは、研究段階より後の段階（頒布・販売目的による製品及びその試作品・サンプル品等の製造、製品及びその試作品・サンプル品等の頒布・販売、役務・サービスの提供を含む。）をいう。
- (10)「JST」とは、独立行政法人科学技術振興機構をいう。
- (11)「法令等」とは、法律、政令、規則、条例及び国又はJSTの定めるガイドライン等を総称していう。

(法令等及び本規約の遵守)

第3条 提供者及び利用者は、法令等及び本規約の定めを遵守するものとする。

(提供者参加契約・情報の提供)

第4条 提供者は、特許の情報を科学技術コモンズに提供しようとする場合、あらかじめJSTとの間で別途JSTが定める内容の提供者参加契約を締結した上で、コモンズ・ウェブサイトの指示に従い、必要な情報を提供する。

(提供者の提供特許)

第 5 条 提供者は、本規約に定める内容の利用者の利用が可能な特許について、その情報を科学技術コモンズに提供するものとする。

2 提供者は、第三者に特許権を譲渡し、専用実施権を許諾し、その他前項の規定を遵守できない状況を生じさせる場合には、あらかじめ第 7 条第 1 項の定めに従い、当該特許について、科学技術コモンズへの情報提供を終了させるものとする。

(利用の許諾)

第 6 条 提供者は、利用者による本規約に基づく提供特許の利用をあらかじめ包括的に許諾する。提供者は、利用者が本規約に基づき提供特許を利用している限り、利用者に対し、差止請求権、損害賠償請求権その他の権利を行使しない。

(情報提供の終了)

第 7 条 提供者は、提供特許の一部又は全部について、科学技術コモンズへの情報提供を終了しようとする場合、終了を予定する日の 3 週間前までに科学技術コモンズに通知し、コモンズ・ウェブサイトの指示に従い、対象となる提供特許及び情報提供の終了日 (以下「特許提供終了日」という。) を明らかにする。

2 利用者は、前項により情報提供が終了した特許については、特許提供終了日以後、特許法第 6 9 条で許容される場合を除き、第 1 0 条第 1 項に基づく研究段階での無償利用を行ってはならない。

(提供者の離脱)

第 8 条 提供者は、科学技術コモンズへの参加を終了しようとする場合、終了を予定する日の 1 ヶ月前までに科学技術コモンズに通知し、コモンズ・ウェブサイトの指示に従い、参加の終了日を明らかにする他、必要な手続 (前条の手続を含む。) を行う。

(利用者参加手続)

第 9 条 利用者は、提供特許を利用しようとする場合、あらかじめコモンズ・ウェブサイト上の指示に従い、必要な利用者参加手続を行う。

(提供特許の無償利用等)

第 1 0 条 参加手続を行った利用者は、研究段階で提供特許を利用する場合に限り、J S T 及び提供者への事前通知その他の手続を行うことなく、提供特許を無償で利用できるものとする。利用者は、提供特許情報又は提供特許について、法令等又は公序良俗に反する利用をしてはならない。

- 2 前項の規定は、研究段階で提供特許を利用する場合であっても、利用者が提供者に申し入れ、提供者から個別の利用許諾を得て提供特許を利用することを妨げない。
- 3 第1項に基づき利用者が研究段階において無償で利用できるのは、提供特許情報に基づく提供特許の利用に限られるものとし、提供者は、別途利用者との合意がない限り、有償か否かに拘わらず、提供特許情報に含まれていない未公開特許情報の提供その他何らの追加的行為も義務づけられるものではない。

(実用化段階の利用)

第11条 利用者は、実用化段階で提供特許を利用するためには、あらかじめ提供者にこれを申し入れ、利用条件を協議し、提供者から個別の利用許諾を得なければならない。

(利用の終了)

第12条 利用者は、特許提供終了日以後、情報提供が終了された提供特許に関し、本規約に基づく利用をしてはならない。

(利用者の離脱)

第13条 利用者は、科学技術コモンズへの参加を終了しようとする場合、終了を予定する日の1ヶ月前までに科学技術コモンズに通知し、コモンズ・ウェブサイトの指示に従い、必要な手続を行う。

(調査、アンケート等)

第14条 提供者及び利用者は、JSTが実施する科学技術コモンズに関する調査、アンケート等に協力する。

(科学技術コモンズの提供の停止、中断、終了)

第15条 JSTは、その裁量によりいつでも、事前通知なく、科学技術コモンズの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとする。

(JSTの権限)

第16条 JSTは、提供者又は利用者に、本規約に違反する参加その他不適切な参加が認められた場合、その裁量によりいつでも、事前通知なく、当該者の科学技術コモンズへの参加を制限し又は終了させることができる。

(JSTの免責)

第17条 JSTは、以下の項目について一切保証しない。

- (1) 科学技術コモンズの提供の継続性、安定性
- (2) 提供特許に係る権利の適法性、有効性

- (3) 提供特許情報の真実性、正確性、有用性
 - (4) 提供特許が第三者の特許権を侵害しないこと
- 2 J S Tは、以下の各項目について提供者又は利用者に生じた損害について一切責任を負わない。
- (1) 科学技術コモنزの提供の停止、中断又は終了により生じた損害
 - (2) 科学技術コモنزの一切の利用（提供特許情報又は提供特許の利用を含む。）により生じた損害
- 3 提供者及び利用者は、科学技術コモنزの利用に関し、相互に又は第三者との間で紛争等が生じた場合、それぞれその責任と費用で処理、解決するものとし、J S Tに一切迷惑をかけないものとする。

（提供者の免責）

第18条 提供者は、以下の項目について一切保証しない。但し、提供者は、提供特許に関し真実かつ正確な情報提供を心がけ、提供特許情報に過誤を見つけ又は変更が生じた場合、できるだけすみやかに科学技術コモنزにおいて情報を修正又は更新するよう努力する。

- (1) 提供特許情報の真実性、正確性、有用性
- (2) 提供特許が第三者の特許権を侵害しないこと

（規約の違反）

第19条 提供者は、本規約に違反して、J S T又は利用者に損害を与えた場合、賠償責任を負う。

2 利用者は、本規約に違反して、J S T又は提供者に損害を与えた場合、賠償責任を負う。

（規約の変更）

第20条 J S Tは、その裁量によりいつでも、事前通知なく、本規約を変更することができるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第21条 本規約は、日本法に準拠するものとし、J S Tと提供者又は利用者との間で、科学技術コモنزの利用に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。